

「ゲノム医療実現推進協議会の開催について」の一部改正について

〔平成 27 年 7 月 〇 日〕  
健康・医療戦略推進会議決定案

ゲノム医療実現推進協議会の開催について（平成27年1月21日健康・医療戦略推進会議決定、平成27年5月15日一部改正）の一部を次のように改正する。

別紙、ゲノム医療実現推進協議会 構成員中

「 厚生労働省 医政局長 」を

「 厚生労働省 医政局長  
厚生労働省 健康局長 」に、

「 経済産業省 製造産業局長 」を

「 経済産業省 商務情報政策局長 」に改める。

## ゲノム医療実現推進協議会の開催について

平成 27 年 1 月 21 日  
健康・医療戦略推進会議決定  
平成 27 年 5 月 15 日  
平成 27 年 7 月 日  
一部改正（案）

1. 健康・医療戦略(平成 26 年 7 月 22 日閣議決定)及び医療分野研究開発推進計画(平成 26 年 7 月 22 日健康・医療戦略推進本部決定)を踏まえ、ゲノム医療を実現するための取組を関係府省・関係機関が連携して推進するため、「ゲノム医療実現推進協議会」(以下「協議会」という。)を開催する。
2. 協議会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省その他関係者の出席を求めることができる。
3. 協議会の庶務は、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。
4. 前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## ゲノム医療実現推進協議会 構成員

議長	内閣官房 健康・医療戦略室長
	文部科学省 研究振興局長
	厚生労働省 医政局長
	厚生労働省 健康局長
	厚生労働省 大臣官房技術総括審議官
	経済産業省 商務情報政策局長
我妻 利紀	一般財団法人 バイオインダストリー協会 運営会議委員
磯 博康	日本疫学会 理事長
上野 裕明	日本製薬工業協会 研究開発委員会 委員
加藤 規弘	国立研究開発法人 国立国際医療研究センター遺伝子診断治療開発研究部 部長
清原 裕	九州大学大学院医学研究院環境医学分野 教授
久保 充明	国立研究開発法人 理化学研究所統合生命医科学研究センター 副センター長
近藤 達也	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 理事長
塩田 浩平	滋賀医科大学 学長
末松 誠	国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 理事長
高木 利久	東京大学大学院理学系研究科生物科学専攻 教授
辻 省次	東京大学大学院医学系研究科脳神経医学専攻 教授
中釜 齊	国立研究開発法人 国立がん研究センター 研究所長
松原 洋一	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 研究所長
武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野 教授
山本 雅之	東北大学大学院医学系研究科 教授

<参考 新旧対照表>

ゲノム医療実現推進協議会の開催について(平成 27 年 1 月 21 日健康・医療戦略推進会議決定、平成 27 年 5 月 15 日一部改正)(抄)

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
<p data-bbox="376 467 909 496">ゲノム医療実現推進協議会の開催について</p> <ol data-bbox="192 603 1097 1257" style="list-style-type: none"><li>1. 健康・医療戦略(平成 26 年 7 月 22 日閣議決定)及び医療分野研究開発推進計画(平成 26 年 7 月 22 日健康・医療戦略推進本部決定)を踏まえ、ゲノム医療を実現するための取組を関係府省・関係機関が連携して推進するため、「ゲノム医療実現推進協議会」(以下「協議会」という。)を開催する。</li><li>2. 協議会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省その他関係者の出席を求めることができる。</li><li>3. 協議会の庶務は、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。</li><li>4. 前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。</li></ol>	<p data-bbox="1317 467 1850 496">ゲノム医療実現推進協議会の開催について</p> <ol data-bbox="1133 603 2038 1257" style="list-style-type: none"><li>1. 健康・医療戦略(平成 26 年 7 月 22 日閣議決定)及び医療分野研究開発推進計画(平成 26 年 7 月 22 日健康・医療戦略推進本部決定)を踏まえ、ゲノム医療を実現するための取組を関係府省・関係機関が連携して推進するため、「ゲノム医療実現推進協議会」(以下「協議会」という。)を開催する。</li><li>2. 協議会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省その他関係者の出席を求めることができる。</li><li>3. 協議会の庶務は、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。</li><li>4. 前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。</li></ol>

改正案

別紙

ゲノム医療実現推進協議会 構成員

議長 内閣官房 健康・医療戦略室長

文部科学省 研究振興局長

厚生労働省 医政局長

厚生労働省 健康局長

厚生労働省 大臣官房技術総括審議官

経済産業省 商務情報政策局長

我妻 利紀 一般財団法人 バイオインダストリー協会 運営会議委員

磯 博康 日本疫学会 理事長

現行

別紙

ゲノム医療実現推進協議会 構成員

議長 内閣官房 健康・医療戦略室長

文部科学省 研究振興局長

厚生労働省 医政局長

厚生労働省 大臣官房技術総括審議官

経済産業省 製造産業局長

我妻 利紀 一般財団法人 バイオインダストリー協会 運営会議委員

磯 博康 日本疫学会 理事長

上野 裕明 日本製薬工業協会 研究開発委員会 委員

加藤 規弘 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター遺伝子  
診断治療開発研究部 部長

清原 裕 九州大学大学院医学研究院環境医学分野 教授

久保 充明 国立研究開発法人 理化学研究所統合生命医科学研究  
センター 副センター長

近藤 達也 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 理事長

塩田 浩平 滋賀医科大学 学長

末松 誠 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 理事長

高木 利久 東京大学大学院理学系研究科生物科学専攻 教授

辻 省次 東京大学大学院医学系研究科脳神経医学専攻 教授

中釜 斉 国立研究開発法人 国立がん研究センター 研究所長

松原 洋一 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 研究

上野 裕明 日本製薬工業協会 研究開発委員会 委員

加藤 規弘 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター遺伝子  
診断治療開発研究部 部長

清原 裕 九州大学大学院医学研究院環境医学分野 教授

久保 充明 国立研究開発法人 理化学研究所統合生命医科学研究  
センター 副センター長

近藤 達也 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 理事長

塩田 浩平 滋賀医科大学 学長

末松 誠 国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 理事長

高木 利久 東京大学大学院理学系研究科生物科学専攻 教授

辻 省次 東京大学大学院医学系研究科脳神経医学専攻 教授

中釜 斉 国立研究開発法人 国立がん研究センター 研究所長

松原 洋一 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 研究

所長

武藤 香織 東京大学医科学研究所公共政策研究分野 教授

山本 雅之 東北大学大学院医学系研究科 教授

所長

武藤 香織 東京大学医科学研究所公共政策研究分野 教授

山本 雅之 東北大学大学院医学系研究科 教授